



令和3年度

廿日市市会計年度任用職員（保育園調理員）募集要領

■受付期間 随時募集

■受付時間 8時30分～17時15分

※土曜日（保育園は可）・日曜日・祝日は、受け付けておりません。

令和3年度に勤務する会計年度任用職員（パートタイム）を募集します。

この募集要領をよく読んで「廿日市市会計年度任用職員（保育園用）登録申込書」において、受験申込みをしてください。

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日～3月31日）で任用される非常勤職員です。

2 募集内容等

市内各公立保育園の非常勤調理員として勤務可能な方を募集します。

具体的な勤務形態は2種類あり、業務内容や勤務時間により勤務条件が異なります。

研修参加や保育園行事等に伴う時間外勤務が発生することもあります。

| 区分 | 募集内容等 | |
|-----------------------|---|----------------|
| 募集職種 | 非常勤調理員① | 非常勤調理員② |
| 週の勤務時間 | <u>3.0時間～3.5時間</u> | <u>2.0時間未満</u> |
| 募集予定人数 (市内15保育園) | 若干名 | 若干名 |
| 勤務地 | 廿日市市内の各公立保育園（異動の可能性あり） | |
| 業務内容 | 乳幼児の給食・おやつ調理、配膳、片付け等の業務に従事 | |
| 受験資格1 【職務に関する資格要件】 | ア 管理栄養士、栄養士、若しくは調理師の資格を有する人、又は取得見込みの人 イ 保育園等で給食業務などに従事した経験がある人 ウ 給食業務等に従事する意欲がある人 <u>※年齢制限はありませんが、ある程度の体力が必要です。</u> | |
| 受験資格2 【市職員としての要件】 | 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に定められている次のアからウまでのいずれにも該当しない人 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人 イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 | |

3 勤務条件等

| 区 分 | 非常勤調理員① | 非常勤調理員② |
|---|---|------------------|
| 週の勤務時間 | 3.0時間～3.5時間 | 2.0時間未満 |
| 週の勤務日数 | 週6日以内 ※シフト勤務あり | |
| 勤務時間 | 1日5時間～ 7時間45分勤務 | 各園の指定する時間帯 |
| 給与又は報酬 (地域手当相当を含む) ※今後の給与改定によって支給額が増減することがあります。 | 報酬(週30時間勤務の例) 月額約126,000円 | 報酬 時間額1,005円～ |
| 期末手当 ※今後の給与改定によって支給額が増減することがあります。 | 年間約32万円(週30時間) (初年度は約21万円) | なし |
| 通勤手当(費用弁償) | 通勤距離等に応じて、市の規定に基づき支給 | |
| 退職手当 | なし | |
| 社会保険・災害補償 | 厚生年金保険、健康保険、雇用保険等に加入、災害補償あり | 災害補償あり |
| 休 日 | 日曜日、祝日、年末年始 | |
| 休 暇 | 年次有給休暇：有り、(週の勤務数による)特別休暇(夏季休暇等)ほか ※その他市の規定で定める休暇 | |
| 任用期間 | 勤務開始日から令和4年3月31日まで(※) | |
| 条件付採用 | 1か月間(試用期間に相当するもので、再度の任用時も同様) | |
| 服 務 | 地方公務員法の服務及び懲戒に関する各規定を適用 | |

※任用期間中の勤務実績に基づく能力の実証等により、翌年度に再度の任用を行う場合があります。

4 選考日程及び採用までの流れ

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 職員登録申込み | 申込後、登録名簿に登録します。 |
| 書類選考 | 提出された申込書は、勤務経験、勤務を希望する保育園、志望動機等をもとに書類選考し、合格者にのみ、個別に面接日時等をお知らせします。 |
| 面接試験 | 個人面接を実施し、合格者には、採用候補者名簿に登録する旨を通知します。 ※この時点で採用が決定したわけではありません。 |
| 採用内定 | 採用が内定した申込者に、個別に書類を送付します。 |
| 勤務地決定 | 内定者に、個別に勤務地をお知らせします。 |
| 採用決定 | 採用決定となり、辞令を交付します。 |

※ 書類選考及び面接試験で不合格又は採用候補者名簿に登録され、採用されなかった場合でも、年度内は登録名簿に掲載され、再度、選考等の上、採用される場合があります。

5 申込手続及び受付期間

申込みは、郵送（簡易書留）又は持参のいずれか一つの方法でしてください。

| | | |
|------|------|--|
| 申込方法 | 提出書類 | <p>申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申込書に必要事項を記入し、所定の欄に<u>署名（自筆）</u>をしてください。 ■ 申込書の所定の位置に写真（タテ4cm×ヨコ3cm）を貼ってください。 ■ <u>申込書裏面のエントリーシートに「志望理由」及び「保育園で調理をする上で大切にしていきたいこと」、その他、勤務の希望等を記入してください。</u> ■ ホームページから申込書をダウンロードする場合は、必ず両面印刷をしてください。 ■ 折らずにそのままの状態を持参または郵送してください。 ■ 申込書（表裏）が記入されていない場合は、登録できません。 |
| | 提出先 | <p>郵送の場合は、 角形2号（24cm×33.2cm）の封筒に「<u>会計年度任用職員募集申込</u>」と赤色で記入し、 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市 福祉保健部 こども課保育グループ 宛 まで、<u>簡易書留</u>で郵送してください。</p> <p>持参する場合は、 市役所1階こども課又は市内各公立保育園へ提出してください。また、土曜日（保育園のみ可）、日曜日及び祝日を除く<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>が受付時間です。（支所等では受付できませんので、ご了承ください。）</p> |

【申込みの注意事項】

- (1) 申込書提出の募集職種の変更はできません。
- (2) 写真（タテ4cm×ヨコ3cm）は、3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のもの（眼鏡を使用している人は眼鏡をかけた写真）を用意し、写真の裏面に募集職種・氏名を記入してください。カラー・白黒いずれでもかまいません。
- (3) 申込書の記載内容等について、携帯電話等の連絡先に問い合わせる場合があります。こども課保育グループ（0829-30-9154）からの着信には応答してください。

6 申込書記入上の注意事項

- 1 ※印の欄以外の欄に表裏もれなく記入してください。
- 2 記入はすべて黒のボールペン（消しゴム等で消せるボールペンは使用不可）で、かい書でいいいに記入してください。
- 3 年齢は、申込時の年齢ではなく令和3年4月1日時点での満年齢を記入してください。
- 4 写真は、剥がれないようにしっかりと糊で貼り付けてください。
- 5 連絡先は、現住所に連絡が取れない場合の居所及び連絡先（携帯電話等）を記入してください。
- 6 職歴は、会社のみでなく自営業やアルバイト等、学校卒業後の、直近4つまでの経歴を新しいものから順に記入してください。また、市内各公立保育園で雇用された職務経歴については、最下段にまとめて記入してください。
- 7 資格・免許は、取得見込みのものをすべて記入してください。令和2年度に登録している場合は、「令和2年度と同様」にチェックをすることで省略ができます。

7 その他

- (1) 申込書等に記載された個人情報については、採用に関する事務の目的で使用します。また、提出された書類は返却しません。

(2) 会計年度任用職員への採用は、廿日市市職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、受験することは可能ですが、いかなる優先権を与えるものではありません。

申込み・問合せ

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

廿日市市 福祉保健部こども課保育グループ

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号（廿日市市役所1階）

電話（0829）30-9154（ダイヤルイン）

※各保育園においても、同様（土曜日も可）に受け付けています。